

合併公告

左記連合会は、令和七年十月三十一日開催の総会において、甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することを決議しましたので、本決議に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から令和七年十二月五日までにその旨をお申し出下さい。

なお、左記連合会の財産目録及び貸借対照表は各々の主たる事務所に備え置いています。

右記期限までにお申し出がない時は、異議がないものと認めます。

水産業協同組合法第六十九条第四項において準用する同法第五十三条の規定により公告いたします。

令和七年十一月四日

千葉市中央区新宿二丁目三番八号

甲 東日本信用漁業協同組合連合会
代表理事理事長 関 義文

一 福島県いわき市中央台飯野四丁目三番地の

乙 福島県信用漁業協同組合連合会
代表理事会長 今野 智光